

仕様書

1 事業名称

夢洲第2期区域記念公園ゾーンの事業構想及び基本計画策定等業務委託

2 事業目的

大阪府・大阪市（以下「府市」という。）では、大阪港に浮かぶ約390haの埋立地「夢洲」において、経済界とともに策定した「夢洲まちづくり構想」（平成29（2017）年8月策定）及び「夢洲まちづくり基本方針」（令和元（2019）年12月策定）に基づき、都心部にはない海に囲まれた立地条件や広大な土地を最大限に活かすとともに、非日常感と圧倒的なみどりの空間の実現を図りながら国際観光拠点の形成に向けたまちづくりを進めている。

その中でも、夢洲第2期区域のまちづくりについては、夢洲第2期区域マスタープラン Ver. 3.0において、「万博の理念を継承し、国際観光拠点形成を通じて未来社会を実現するまちづくり」をコンセプトとしており、大阪・関西万博の成果である「つながり・交流の拡大、深化」、「新たな価値観への気づき・共有」、「新たな取り組みとして生み出した技術・システムの実証」などを継承し、環境に配慮しながら多くの人に開かれた、音楽やアート、スポーツなどを題材とした取組、国内外の若者の夢や心身を育む取組、数多くの先進的技術に触れる取組を展開し、これらを日本・世界へ発信するエリアをめざしている。

このうち「記念公園ゾーン」約2.9haにおいては、これらの取り組みを展開する「場」として、府市が中心となって、記念公園の整備・大屋根リングの一部残置・記念館の整備を行い、最先端技術の発信、地方創生や産業振興に取り組むこととしている。

本事業は、記念公園ゾーン全体の事業構想を策定し、この事業構想を具現化するための記念公園ゾーン全体の基本計画を策定するとともに、その内容を踏まえた、記念館及び公園整備の基本計画、行・催事基本計画等を策定することを目的とするものである。

3 記念公園ゾーン概要

（1）整備方針

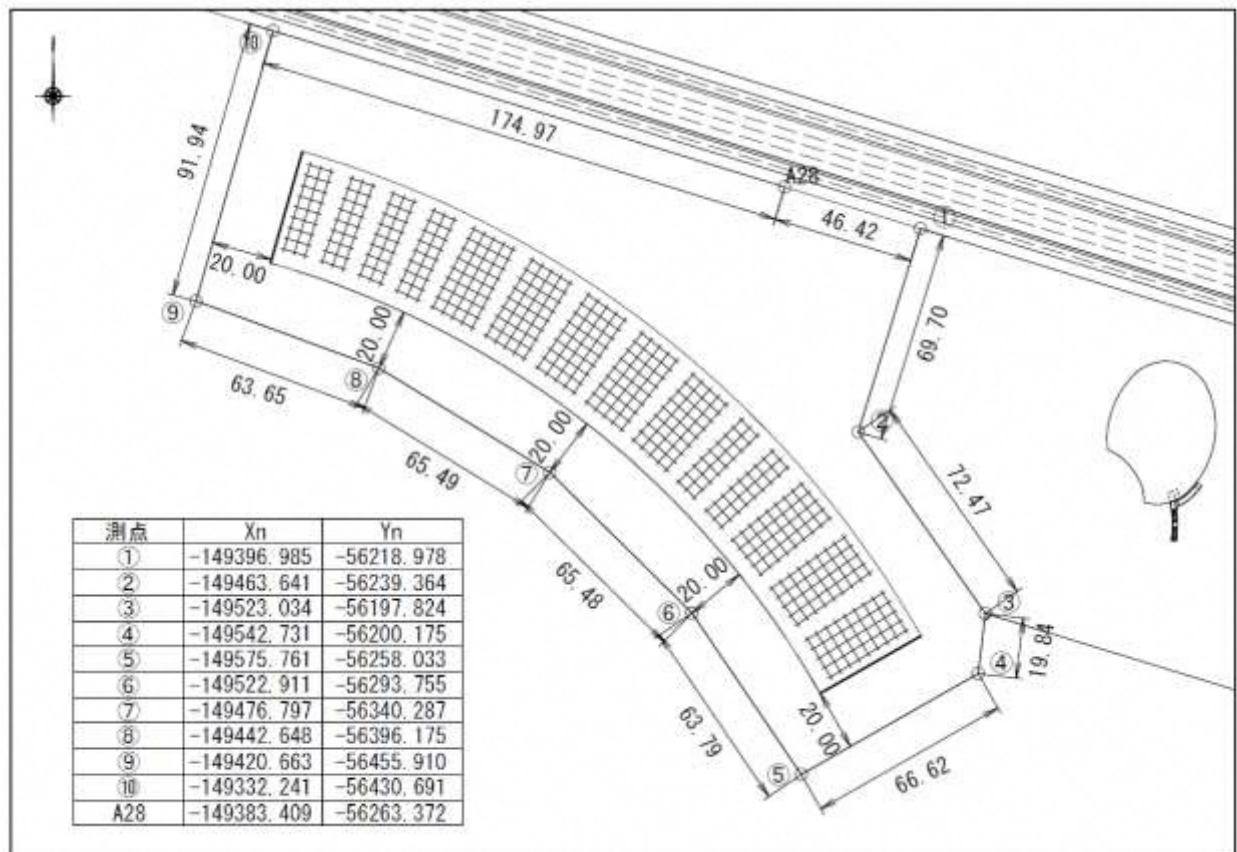
大阪・関西万博では、大阪・関西をはじめ日本中、世界中からの来場者とともに万博を共創しつつ、大屋根リングに体现される「多様でありながら、ひとつ」とのメッセージを世界に発信した。

こうした万博の記憶を後世につなげるため、大屋根リングを一部残置し、その周辺エリアを記念公園として整備するとともに、万博で披露された最先端技術の発信や、ビジネスや文化等の交流を通じて地方創生や産業振興に取り組む。

(2) 概要

記念公園（園地）	・大屋根リングと一体となったみどりに親しめる空間の整備 ・種別：緑地等 ・面積：約 2.9ha
大屋根リング	・準用工作物として人が登れる形で利活用 ・最先端技術を活用し、当時の万博を体験 ・延長：約 200mを残置予定
記念館	・万博の記憶や、万博で披露された最先端技術等の情報発信 ・ビジネスや文化等の交流の場の創出 ・建蔽率：都市公園における建蔽率を上限とする。 ・延床面積は約 3,000 m²を想定

(3) 敷地形状図



4 事業実施期間

契約締結日～令和9年9月30日（木）まで

5 契約上限額

令和8年度 86,970,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 7,630,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を実施する全ての経費を含む。

6 業務内容

本委託で実施する業務は、次の（１）～（１２）とする。なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議・調整すること。

（１） 記念公園ゾーン事業構想及び基本計画策定

- ア. 記念公園ゾーン及び各施設（園地、大屋根リング、記念館）の目的、位置づけ等の整理
- イ. 記念公園ゾーンの事業構想となるコンセプト設定
- ウ. コンセプトを踏まえた大屋根リングと記念館を含む記念公園ゾーンのテーマ設定
- エ. （３）、（４）、（５）及び（６）の基本計画等を踏まえたゾーニングの計画
- オ. 記念公園ゾーンの立地条件や人流条件の整理・検討・設定
- カ. 記念公園ゾーンのイメージパース作成（発注者と受注者と協議の上、周辺地域も含めたイメージパース作成についても指示する場合がある。）

（２） 記念館に関する調査、検討

ア. 展示スペース（調査対象は発注者から提示する）

万博開催時に会場やパビリオンで展示等されていた物品やコンテンツ（最先端技術、先駆的な取組、万博を振り返る展示、デジタルコンテンツなどを想定）に関する意向調査（所在、点数、規格、権利関係、使用状況、展示意向、保管方法・保管に要するスペース、展示方法・展示に要するスペース、寄附希望の有無、貸出料金（無償・有償）・貸出期間などについてメール等によるアンケート等での把握を想定）

（参考：万博公式参加者 158 か国・地域、7 国際機関／大阪ヘルスケアパビリオン内「リボンチャレンジ」 432 社出展等）

イ. 交流スペース（調査対象は発注者から提示する）

万博開催に関わった企業や国等に対して、多様な人や分野をつなげるイベント開催等（ビジネス交流、文化交流、学びの場などを想定）に関する意向調査（目的、概要、規模（屋外を含めることも可）、出演者数、開催頻度（定期・不定期）、費用（有料・無料）、想定参加者数などについてメール等によるアンケート等での把握を想定）

（参考：「Global Startup EXP0 2025」 145 社ブース出展、118 社ピッチ実施／ナショナルデー・スペシャルデー（BIE デー・ジャパンデー含む） 165 回開催／万博国際交流プログラム 154 件（95 自治体、交流相手国 76 か国）、一般参加催事主催団体など）

- ウ. 展示スペース及び交流スペースを備えた類似施設における施設の規模や整備費用、運営費用、展示・情報発信手法、交流スペースの運営事例の調査
- エ. ア～ウの調査結果を踏まえ、具体的な展示・情報発信の内容、交流スペースの活用方法を提示し、それらを実施する際の必要な条件やメリット・デメリットを整理して実現可能性を評価すること
- オ. ア～ウに伴う企業や国等との連絡調整

（３） 記念館展示・交流スペース基本計画策定

- ア. 地方創生や産業振興にも資する展示スペース及び交流スペースのコンセプトを作成すること。
- イ. 展示スペースにおいては、（２）エや府市で保管する万博関連の物品等の状況を踏まえて、展

示スペースの規模や展示物等の配置、収蔵庫、管理諸室などの検討

ウ. 交流スペースにおいては、(2) エを踏まえて、交流スペースの規模や配置の検討（屋外を含めることも可）

エ. 交流スペースにおける、コンセプトに沿ったビジネス交流、文化交流、学びの場等としての活用を行うにあたっての実現性のある手法や仕組み（イベント等のコンテンツ、運営体制）の検討

オ. 展示スペース及び交流スペースのほか、飲食・物販スペース設置の検討

カ. 基本計画図（内装等の概略図・イメージパース）を最低3パターン作成

キ. パターンごとの整備や運営に係る概算費用の算定、各パターンにおけるメリット・デメリットの整理

(4) 記念館建築基本計画策定

(3) 記念館展示・交流スペース基本計画と連携して、下記の内容を検討する。

ア. 建築基本方針（施設の規模〔敷地面積・建築面積・延床面積〕・構造・設備等の基本方針）、建築の要件・留意点等の検討・整理

イ. 建設する記念館の意匠（外観）の考え方やコンセプトの検討とイメージパースの作成

ウ. 記念館の構成区分及び区分ごとの配置・面積・区割り数・空間の使用方法等の検討・作成

エ. 計画敷地にかかる関係法令等制約条件の調査、整理

オ. 敷地利用計画の条件整理・検討

カ. 概略工事工程の作成

キ. 工事費概算算出

ク. 基本設計、実施設計の予算作成（見込額の作成）

※建築基本方針（規模・構造・設備等の基本方針）等の検討にあたって、専門家から意見聴取など検討・整理

※ユニバーサルデザイン、暑さ対策・感染症対策、環境への配慮、防災対応等を踏まえた検討

ケ. インフラ引込条件（電力・給排水・通信等）の整理

コ. 計画敷地にかかる地盤関連情報の整理、基礎の検討

サ. 基本計画図案の作成（建築計画・設備計画・構造計画等）

(5) 公園整備基本計画策定

ア. 園地内に必要となる機能、ゾーニング、導入施設の検討

イ. 整備計画の検討

1) 配置計画・造成計画

2) 交通計画・動線計画（夢洲としての動線計画も含む：IR、夢洲駅、夢洲第2期区域、大阪ヘルスケアパビリオン跡地から）

3) 防災計画

4) 植栽計画

5) 公園灯計画

6) 給水計画

7) 排水計画

- 8) 電気設備計画
 - ウ. 基本計画図の作成
 - エ. 基本計画平面図、立面図、施設及び工作物配置図・植栽平面図等の作成
 - オ. イメージパースの作成
 - カ. 概略工事工程の作成
 - キ. 工事費概算算出
- (6) 記念公園ゾーン行・催事基本計画策定（記念公園、大屋根リング及び記念館で実施する行・催事）
 - ア. 行・催事コンセプト、主なイベント・催事（オープニング式典、記念公園ゾーン全体もしくは一部を活用したイベント等） 等
 - イ. イベント・催事毎のターゲットと開催時期・展開スケジュール
 - ウ. 行・催事の概算予算作成
 - エ. 運営体制
 - ※ア、イ、ウについては、記念公園ゾーンが開業した1年間を基本とし、出演者に関すること（出演交渉、出演料など）は求めない
- (7) 事業実施手法の調査等業務
 - 記念公園ゾーンの事業実施手法について、PFI などの官民連携手法を含めた調査、課題整理を行い、上記（1）、（3）～（6）の策定にあたっては、その結果を踏まえること
- (8) 費用対効果分析に関する資料作成
 - ア. 大阪市建設事業評価有識者会議の資料作成（分析過程の説明資料および説明用シナリオ作成）
 - イ. 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルによる費用対効果分析および記念公園特有の価値・便益費用に係る評価の調査・分析・検討（発注者が指示する公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、植栽等について概略を取りまとめ、図面作成等を伴う一連の作業を含む）
- (9) 各種法手続き等に関する資料作成
 - ア. 都市計画図書作成
 - イ. 都市計画事業認可図書作成
- (10) 全体スケジュール策定
 - 記念館整備工事（展示物設置含む）、公園整備工事建築工事等の主な工程を踏まえた全体スケジュールの整理
- (11) 有識者会議等運営業務
 - ア. 大阪・関西万博に知見のある者や学識経験者等（5名程度を想定）からなる有識者会議（計10回程度を想定）の運営（資料作成、運営補助、会議録の作成、有識者への報酬支払（報酬金の額については、大阪市懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱を参照）、など）
 - イ. 本業務にかかる定例ミーティング開催、全体管理
- (12) その他
 - ア. 計画策定に必要となる各種調査、各種会議の運営や議事録の作成
 - イ. 今後の事業実施における課題など検討すべき事項の作成
 - ウ. 本市が別途契約を予定している大屋根リング改修設計事業者等と必要に応じて協議・調整する

こと。

7 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、定期的に打合せや進捗状況を説明・報告を行うとともに、必要な資料や打合せ等の記録簿を作成すること。開催は月1回程度とし、具体的な内容は契約締結後に協議する。開催方法はオンライン・対面を問わない。
- (4) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (5) 以下の各種計画等との整合性を図ること。

①夢洲まちづくり構想（平成29年8月4日策定）

<https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000286607.html>

②夢洲まちづくり基本方針（令和元年12月18日策定）

<https://www.city.osaka.lg.jp/osakatokei/page/0000473459.html>

③夢洲第2期区域マスタープラン Ver. 3.0

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/131006/masutapuran.pdf>

④大阪市緑の基本計画〈2026〉

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000239835.html>

⑤大阪・関西万博宣言

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20251013-01/>

⑥2025年日本国際博覧会 成果検証委員会 報告書

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/results_verification/20260616_report.html

⑦地域未来交付金事業制度要綱

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html>

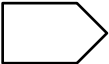
⑧大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000611512.html>

⑨その他発注者が指示する計画等

8 主な業務スケジュール（イメージ）

	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
委託業務全体		
記念公園ゾーン 事業構想及び基本計画	 ★10月下旬 事業構想（案）提示 ★12月中旬 基本計画（案）提示	

記念館に関する調査、検討		★10月下旬（基本計画（案）に反映できる時期） 調査結果報告書 提示
記念館展示・交流スペース 基本計画		★12月中旬 基本計画（案）提示
記念館建築基本計画		★12月中旬 基本計画（案）提示
公園整備基本計画		★12月中旬 基本計画（案）提示
記念公園ゾーン 行・催事基本計画		★12月中旬 基本計画（案）提示
事業実施手法の調査、検討		★各基本計画に検討結果を反映 すること（2027年1月中旬調査、 検討結果概要を提示）
費用便益分析		
都市計画図書作成		

※本市が別途契約を予定している大屋根リング改修設計事業者等との調整により業務スケジュールが変更する可能性があることに留意すること。

9 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ア．本業務の効果を最大化させるため、事業目的等を十分理解したうえで、発注者と十分に協議を行い、業務全体をコーディネートする実施責任者を配置すること。
- イ．委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- ウ．本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- エ．スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

10 成果物

（１） 成果物一覧

本業務において作成する成果物については次のとおりとする。成果物の内容等の詳細については、発注者と十分に協議の上、決定するものとする。なお、成果物は、写真やイラスト等を用いて、わかりやすい構成とし、各年度における成果物の提出時期については発注者の指示に従うこと。

- ア．夢洲第2期区域記念公園ゾーン事業構想（コンセプト、メインテーマ、イメージパース）及び基本計画（記念館展示・交流スペース基本計画、記念館建築基本計画、公園整備基本計画、記念公園ゾーン行・催事基本計画含む）及び概要版
- イ．記念館展示・交流スペース及び記念館の意匠、記念公園（園地）のイメージパース
- ウ．費用便益分析報告書
- エ．都市計画図書、事業認可図書

- オ. 各種調査に関する報告書
- カ. 業務進捗にかかる定例ミーティングの資料、議事録
- キ. その他発注者が必要とする資料

(2) 提出方法

上記(1)の成果物一覧の紙媒体(10部)、電子データ(CD-R または DVD-R、1部)を提出すること。

11 再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1号及び第2号に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

(3) 秘密の保持

- ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。
- イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。
- ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

(4) 著作物の譲渡等

- ア 受注者は、本事業における成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(5) その他の条件

- ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
- イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。